

定款

一般社団法人グローバルタレントデベロップメント協議会

令和3年6月7日 作成
令和5年5月23日 改定
令和5年6月1日 改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人グローバルタレントデベロップメント協議会と称し、英文では、Association for International Talent Development in Japanese Corporationsと表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第1章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、企業やキャリアコンサルタント等による高度外国人材や外国人留学生へのキャリア開発支援の充実及び企業のダイバーシティ&インクルージョン（多様な人材の個性や価値観を尊重し活かすこと）を促進することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 高度外国人材や外国人留学生へのキャリア開発支援及び企業のダイバーシティ&インクルージョン等に関する普及啓発・情報発信事業
- (2) 高度外国人材や外国人留学生へのキャリア開発支援及び企業のダイバーシティ&インクルージョン等に関する講演会・研究会・勉強会・講座の開催による意見交流事業及び学術研究事業
- (3) 企業における高度外国人材のキャリア開発支援やダイバーシティ&インクルージョン等に関するコンサルティング
- (4) 高度外国人材や外国人留学生へのキャリア開発支援を行うキャリアコンサルタントに対する研修、指導及び援助
- (5) 国家資格キャリアコンサルタント更新講習の実施
- (6) 産学連携による留学生対象キャリア教育プログラムの開発及び情報発信事業
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第3章 会 員

(会員の構成)

第4条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 準 会 員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 大学会員 大学を運営する法人若しくは大学等の教育機関において留学生のキャリア形成支援を担当している教職員で理事会において推薦された法人又は個人
- 2 団体又は法人の会員は、代表者として1名を登録し、当該代表者の変更が必要となった場合は、当該法人に届け出るものとする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 準会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 大学会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前条第1項に定める入会金及び会費が未納の会員は、退会後も引き続き支払いの義務を負う。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第9条 前2条のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第6条に定める会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 個人の会員が、死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体の会員が解散したとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 前条の規定により会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第2章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故又は支障があるときは、予め理事会において定めた順序に従い、他の理事がこれを招集する。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 社員総会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の日より2週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故又は支障があるときは、予め理事会において定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 準会員及び大学会員は、議決権を有しない。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (6) その他法令又はこの定款で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権行使等)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議・報告の省略)

第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印又は電子署名する。

第3章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち3名以上を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対し、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第4章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(招集)

第31条 理事会は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集し、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、理事会の日より1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

5 監事は、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

第9章 解散及び清算

(解散)

第42条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。